

令和 年 月 日議決・専決

令和 6年 4月 1日施行

令和 6年 3月 29日公布

令和 年 月 日適用

佐用町告示第 号

令和6年佐用町規則第10号

佐用町上月地区センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町上月地区センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6年 3月 29日

佐用町長 庵 途 典 章

佐用町規則第10号

佐用町上月地区センター条例施行規則の一部を改正する規則

佐用町上月地区センター条例施行規則（平成17年佐用町規則第44号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

使用許可申請書

年 月 日

佐用町長様

申請者 団体名 _____
 住 所 _____
 氏 名 _____
 電話番号 _____

次のとおり公共施設を使用したいので申請します。

1 使用施設

- 幕山地区センター（大ホール・会議室・和室1・和室2・調理室）
- 久崎地区センター（集会室1・集会室2・集会室3・和室）

2 使用期間

令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
 令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
 令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
 令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
 令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
 令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
 令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで

3 使用目的

4 使用人員

_____人

5 使用設備

6 その他

- 7 使用については、町長の指示に従い、建物、設備等を損傷したときは、現状回復又はその損傷相当額を賠償することを誓約します。

使用料	有 料	基本使用料	円	規則第3条（5割免除）(4)(6)
			円	
		合計	円	
	無 料	減免取扱規則第3条・減免団体登録要綱第2条（全額免除）規則(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、要綱2(1)、2(2)		

使用許可書

年 月 日

申請者 団体名 _____
住 所 _____
氏 名 _____ 様
電話番号 _____

次のとおり公共施設の使用を許可します。
なお、使用については、町長の指示に従い善良な使用に努めてください。

1 使用施設

- 幕山地区センター（大ホール・会議室・和室1・和室2・調理室）
 久崎地区センター（集会室1・集会室2・集会室3・和室）

2 使用期間

令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで
令和 ___年 ___月 ___日 ___時 ___分から ___時___分まで

3 使用目的

4 使用人員

_____ 人

5 使用設備

6 その他

- 7 使用については、町長の指示に従い、建物、設備等を損傷したときは、現状回復又はその損傷相当額を賠償することを誓約します。

佐 用 町 長 印

使用料	有 料	基本使用料	円
			円
		合計	円
	無 料	※受付印の無いものは無効	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。